大台町道路整備計画策定業務

特記仕様書

１　目的

大台町の道路整備事業を推進するために道路利用状況及び上位計画並びに財政状況を踏まえ、事業の平準化を図るため、優先順位を決めながら良好な道路環境の形成に向けて本計画を策定することを目的とする。

なお、本計画は令和６年度から令和１５年度までの１０ヵ年計画とする。

２ 業務期間

契約締結日から令和７年１月 31 日まで

３ 業務内容

（１）計画準備

本業務を遂行していくうえでの技術的方針（調査・分析方法やとりまとめ方針等）や作業スケジュール、実施体制等の整理を行い、業務全体の計画を立案する。

（２）検討方針・評価対象路線の整理

①地域概況の整理

現在の大台町の社会経済状況、地勢、道路整備状況（国・県・市道を含む)、整備予定路線（幹線・生活道路）の整備費及び整備期間、交通状況等を整理する。

②道路交通実態の把握

既存の道路交通量データ（道路交通センサス等）により近年の交通量の変化を整理し、本町の交通実態を把握する。

③上位計画・関連計画等の整理

上位計画・関連計画及び、地域防災計画、関連開発計画等を整理し、将来のまちづくりの方向性を整理する。

上記を踏まえて本計画の道路整備事業における必要性や緊急性を検討し、評価対象路線を整理する。

（３）整備優先路線の評価・抽出

道路整備箇所の評価項目、評価基準を設定し、各評価対象路線の評価を評価項目ごとに行い、評価点を算出する。

そのうちの上位 10 路線を整備優先路線の候補として選定する。

抽出した整備候補路線について、道路用地の確保や築造工事などによる財政負担や緊急度、防災面等を考慮し、整備優先候補路線 10 路線の中から 5 路線を抽出し、整備優先路線とする。

（4）路線の優先順位検討

整備優先路線は、財政状況や道路整備の必要性、土地の利用状況、地域住民の合意形成等の状況を考慮し、優先順位を設定する。

（5）道路整備計画の立案

上記の（1）～（4）を踏まえて道路整備計画の立案を行う。

（6）打合せ協議

業務の適正かつ円滑な遂行のため綿密に連絡調整を図るものとし、打合せ協議は、着手時、中間 1 回、成果品納入時の計 3 回程度実施するものとする。

（7）報告書作成

業務のとりまとめを行い、業務報告書の作成を行う。

成果品

・業務報告書　2 部

・その他検討資料

4　管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門：道路科目）の資格保有者でなければならない。